

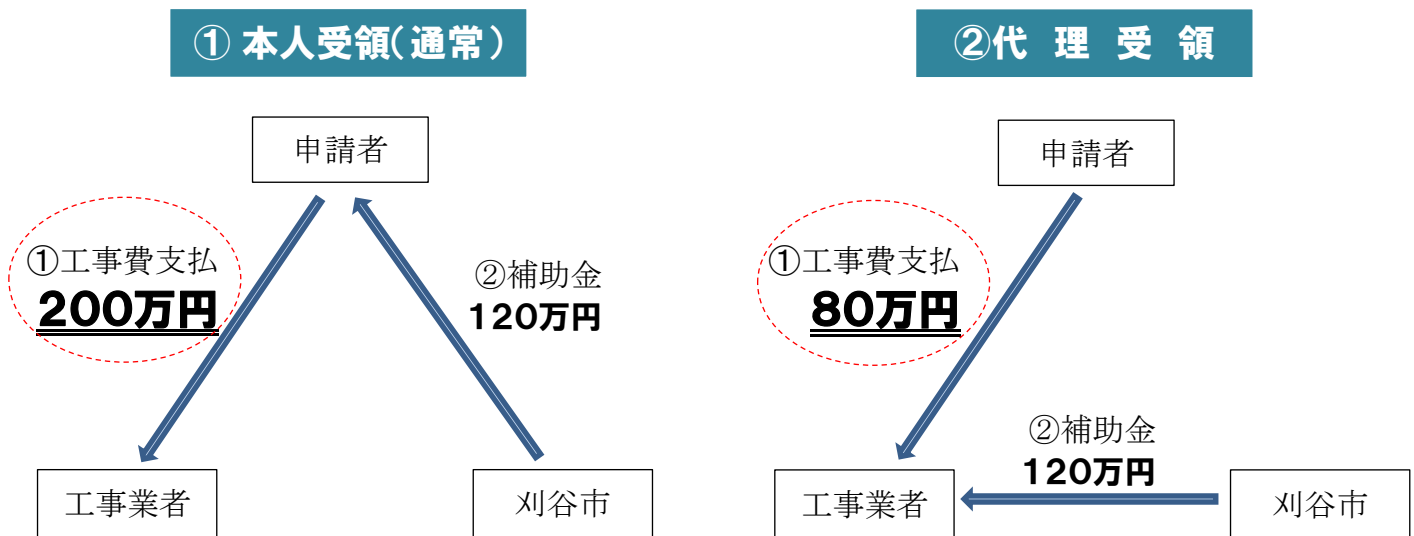
刈谷市耐震等補助における代理受領制度のご案内

刈谷市では、耐震等補助事業において補助金の代理受領もできますので、ぜひご活用ください。

○代理受領とは？

補助金を利用して耐震改修等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、申請者は補助金額を除いた工事費用を準備すればよく、少ない自己資金で工事を行うことができます。

＜例＞工事費200万円、補助金額120万円の場合



代理受領 を活用すると、自己資金 **80万円** で、**200万円** の工事を実施できます。

補助金の受領方法は、**①本人受領 ②代理受領** のどちらかを選択できます。

○代理受領ができる補助金は？

以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。

- ① 刈谷市木造住宅耐震改修費等補助金（耐震改修、取壊し、シェルター設置など）
- ② 刈谷市非木造住宅耐震診断費補助金
- ③ 刈谷市非木造住宅耐震改修費補助金
- ④ 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費補助金
- ⑤ 刈谷市緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修費等補助金
- ⑥ 刈谷市ブロック塀等撤去費補助金
- ⑦ 刈谷市人にやさしい街づくり推進事業補助金
- ⑧ 刈谷市アスベスト対策費補助金
- ⑨ 刈谷市民間瓦屋根住宅耐風改修等補助金（耐風診断、耐風改修）
- ⑩ 刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金

○代理受領したい方は

- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工事業者が代理受領を行うことについて合意する必要があります。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、**受取確認書と補助金代理請求及び代理受領同意書を送付しております。完了実績報告書等の提出時に添付してください。**
- ・木造住宅耐震改修費等補助金の交付を受けるには、事前に木造住宅無料耐震診断を受ける必要があります。

○補助金交付申請の流れと受領方法による各手続の違い

通常（本人受領）		代理受領
○補助金の受領方法で 本人受領にチェック	補助金 交付申請	○代理受領を実施することについて 事前に施工業者と同意が必要 ○補助金の受領方法で 代理受領にチェック
○申請者又は代理人が 交付決定通知書と受取確認書を受取る	審査	
	補助金 交付決定	○申請者又は代理人が 交付決定通知書と受取確認書を受取る ○補助金の金額と 申請者の支払額を確認
	工事	
○完了実績報告等の書類と合わせて 受取確認書と補助金の請求書を提出	完了実績 報告	○完了実績報告等の書類と合わせて受取確認書と代理受領同意を提出 ○施工業者から刈谷市へ 補助金の請求書を提出
	審査	
○申請者口座へ補助金の振込	補助金の 振込	○施工業者口座へ補助金の振込

○お問い合わせ 刈谷市 建築課 住生活係

TEL0566-62-1021 FAX0566-23-9331